

## 守谷市スポーツ少年団活動補助金交付配分要綱

### 1 目的

この要綱は、守谷市から交付を受けた補助金を、守谷市スポーツ少年団本部並びに各専門部の充実と円滑な運営を図るために活用しながら、適正に執行する事を目的とする。

### 2 交付配分対象

守谷市スポーツ少年団本部に登録された専門部とする（別表1）。

### 3 専門部の年間行事作成の考え方

青少年の育成を第一に考え、ボランティア活動などの行事を積極的に取り入れるとともに一つのスポーツに偏らないよう専門種目とは異なるスポーツ行事等（レクリエーション）を行えるような専門部の年次計画を次に定める基準により、作成することが望ましい。

- (1) 次項の必須行事を1つ以上、選択行事を2つ以上、計画に取り入れる。
- (2) 専門部の運営のために必要な会議等の年間運営行事を計画に取り入れる。

### 4 交付配分の対象となる行事等

さまざまな分野から子どもたちの自主性、協調性、社会性、持続力を養い、青少年の健全育成を図る行事等とし、次に掲げるものとする。なお、懇親会に係わる行事は含まれない。

- (1) 必須行事（本部がスポーツ少年団活動として専門部に是非取り組んでほしい行事）
  - ①ボランティアに関する行事
  - ②専門スポーツ以外のスポーツ行事等
- (2) 選択行事
  - ①団員や指導者又は保護者のマナー向上を目的とした研修会等の行事
  - ②キャンプなどの自然体験に関する行事
  - ③勤労体験や社会見学などの社会体験活動に関する行事
  - ④専門部スポーツ大会やスポーツ教室に関する行事
- (3) 年間運営行事
  - ①専門部の運営に関する会議
  - ②体育協会などが主催する催事や講習会などへの参加及び協力

### 5 補助金の配分

各専門部に交付される補助金は事業費と事務費の合計とし、配分の算出方法及び算出する基準日は次のとおりとする。

(1) 算出方法

- ①市からの補助金を事業費80%程度、事務費20%程度に配分し、さらに専門部の規模に応じて配分の上限額を決定する。
- ②事業費は、団体の指導者登録人数に応じた基本額と前年度の行事实績に応じて行事の内容及び回数によって算出する額を加算した額とする。
- ③事務費は割り当てられた予算額とする。

(2) 基準日

- ①算出の基準日を5月のスポーツ少年団当初登録締切日とする。

(3) 事業費に関する加算額の評価方法

- ①上記4に規定する必須行事、選択行事、年間運営行事等の内容によって、事業実施に対する評価ポイントを設定する。(別表2)  
1行事=1ポイント単価(変動)×ポイント数
- ②ポイントを計算する時は、必須行事及び選択行事においては年度内6回までを上限としてカウントする。

6 補助金を充当できる経費

補助金を充当できる経費は次のとおりとする。

(1) 事業費の対象経費

報償費(謝金)、賞賜費(トロフィー等)、交通費(大会の参加、役員会議等)、会場費(借上料等)、消耗品費(ボールやラインテープ、石灰等)、食糧費(弁当、お茶、氷代等)※参加選手用の弁当は含まれない。印刷費(プログラム等の製作、現像代等)、運搬費(用具の運送費等)

(2) 事務費の対象経費

消耗品費(事務用品類)、印刷費(会議資料のコピー代等)、通信費等

7 申請の手続方法

本部から補助金の交付配分の内定を受け、下記の申請書類により、スポーツ少年団本部長宛に7月末までに申請すること。

- (1) 申請書 様式1-1
- (2) 事業計画書 様式1-2
- (3) 収支予算書 様式1-3
- (4) 請求書 様式1-4

8 補助金の配分の交付方法

(1) 補助金の配分の交付決定

専門部からの申請書類を本部委員会議において審査の上決定し、決定後、速やかに専門部の指定した銀行口座に補助金を振り込む。

## 9 報告の方法

交付を受けた専門部は全ての事業終了後1ヶ月以内に下記の報告書を、スポーツ少年団本部長宛に提出しなければならない。

- (1) 報告書 様式1-5
- (2) 事業報告書及び充当事業報告書 様式1-6①, 様式1-6②
- (3) 収支決算書及び使途明細書(補助金充当事業) 様式1-7①, 様式1-7②(領収書の確認含む)
- (4) 添付書類 実施要項, 写真

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

〔別表1〕 守谷市スポーツ少年団専門部一覧（令和3年3月現在）

1	ミニバスケットボール	7	柔道
2	サッカー	8	剣道
3	軟式野球	9	ソフトテニス
4	バドミントン	10	硬式野球
5	ハンドボール	11	ソフトボール
6	少林寺拳法	12	多種目

〔別表2〕 必須行事，選択行事，年間運営行事の事業実施に対する評価ポイント数

項目		事業内容の例	ポイント数
必須行事	ボランティアに関する こと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グラウンド等の活動の美化活動</li> <li>・地区のゴミ拾い</li> <li>・地区イベント開催時の準備，片付け</li> </ul>	6ポイント
	専門スポーツ以外のスポ ーツ行事等に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レクリエーション</li> <li>・取手ブロックスポーツ少年団交流大会</li> </ul>	6ポイント
選択行事	マナーに関する こと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設への駐車，ごみの持ち帰り等施設利 用に関する研修会</li> <li>・活動中の子どもの指導や応援の仕方に関 する研修会</li> </ul>	3ポイント
	自然体験に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャンプ（宿泊研修）</li> <li>・田植え，稲刈り</li> <li>・海水浴</li> </ul>	3ポイント
	社会体験活動に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤労体験</li> <li>・社会見学</li> </ul>	3ポイント
	スポーツ活動に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・種目の普及のための初心者スポーツ教室 やスポーツ体験事業</li> <li>・市外，県外規模の主催競技大会の実施</li> </ul>	6ポイント
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内規模での主催競技大会の実施</li> <li>・強化合宿</li> </ul>	3ポイント
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ルール，審判に関する研修会</li> <li>・合同練習会（講習会）</li> </ul>	2ポイント		
年間運営行事	会議に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営に関する役員会議</li> </ul>	1ポイント
	事業への協力に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市体育協会などが主催する催事や講習会 等への参加，協力</li> </ul>	4ポイント
対象外	市スポーツ少年団本部が 主催するスポーツ事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・守谷市スポーツ少年団交流大会</li> </ul>	
	懇親に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・懇親会，食事会</li> </ul>	